

別図（第2条の2、第4条関係）

<カラー>

ノーマル

No.1 笑う(ノーマル)

No.2 笑う(万歳)

No.3 走る



No.4 指を差す

No.5 驚く

No.6 お辞儀をする

No.7 寝る



No.8 話す

No.9 案内する

No.10 考える

No.11 のぞき込む



No.12 手を振る

No.13 印籠を持つ

No.14 お祭

No.15 梅大使



No.16 サッカー

No.17 野球

No.18 消防士

No.19 水を飲む



No.20 クリスマス



No.21 お正月



No.22 食事



No.23 司会者



No.24 水戸の野菜



No.25 聖火ランナー



No.26 顔A



No.26 顔B



No.27 ドッジボール



No.28 バasketボール



No.29 フェンシング



No.30 ラグビー



No.31 レスリング



No.32 弓道



No.33 オセロ



No.34 マラソン



No.35 ラーメン



No.36 救急隊



No.37 読書



No.38 乗る(自転車)



No.39 座る(座席)



No.40 掃除



No.41 白衣



No.42 水戸の果樹



No.43 指揮者



No.44 納豆



No.45 市旗を持つ



No.46 ウェディングドレス



No.47 和服



No.48 車椅子



No.49 フライイングディスク



No.50 ナース



No.51 レインボーフラッグ



No.52 スピーチ



No.53 剣術



No.54 水府提灯



No.55 鎧兜



No.56 テニス



No.57 旅行



No.58 運転手



No.59 ゴルフ



No.60 ネギを持つ



正面



正面(杖有)



左真横



右真横



背面



ロゴ (平仮名・横)

みとちゃん

ロゴ (平仮名・縦)

みとちゃん

ロゴ(ローマ字・横)

MITOCHAN

ロゴ (ローマ字・縦)

MITOCHAN

備考 No. 45「市旗を持つ」については、水戸市の紋章の使用に関する規程（平成 22 年水戸市規程第 3 号）第 4 条第 1 項各号に該当するとき（同条第 2 項の規定により市長が承認した場合を除く。）は、使用することができない。